破産手続廃止

平成２３年（フ）第５０号
長野県佐久市大沢430番地13
破産者　新明建設株式会社
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第６７２号
茨城県水戸市袴塚１丁目６番４号
破産者　茨城総業株式会社
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２２８号
静岡県富士市宮島1472番地の３、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪1077番地の12
破産者　三輪　英司
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２２９号
静岡県富士市宮島1472番地の３
破産者　三輪　晴子
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２３０号
静岡県駿東郡長泉町下長窪1077番地の12
破産者　有限会社ミワ建築事務所
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６４０号
北九州市八幡西区高江５丁目１番19号
破産者　株式会社トータルエンジニアリング
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１９号
札幌市中央区北１条西７丁目１番15．23
破産者　株式会社アドビューロー
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２号
群馬県太田市東別所町261番地の７マンションパラチ101
破産者　株式会社ＫＹＯＤＡＩ－ＰＬＡＮＮＩＮＧ
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４５号
群馬県館林市日向町1653番地の２
破産者　有限会社大津工業
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０号
新潟県燕市中諏訪４番25号
破産者　合資会社八子キカイ店
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第９１０号
名古屋市中村区十王町13番30号
破産者　株式会社印刷美術研究所
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４１号
名古屋市北区辻町２丁目74番地
破産者　株式会社タグチフロッキング研究所
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４２号
名古屋市西区大野木１丁目140番地　エスパシオ大野木305号
破産者　田口　　學
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３号
三重県桑名市星見ヶ丘６丁目203番地４
破産者　豊田　　均
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
三重県桑名市長島町福吉196番地、前住所三重県桑名市新西方１丁目24番地　ポレスター新西方201号
破産者　安井　　隆
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
堺市北区金岡町2337番地２　コンフォート木野105号、開始決定時の住所堺市中区土師町３丁28番48号
破産者　山口　弘一（旧姓張田・蒲原）
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目２番１号
破産者　カコ株式会社
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６８号
奈良市帝塚山６丁目1655番328帝塚山ガーデンハイツ２号棟204号室、開始決定時の住所兵庫県尼崎市三反田町３－６－23ラ・セーヌⅡ201号
破産者　堂山　和子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１５号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目21番７号
破産者　株式会社松岡創美
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
兵庫県西宮市塩瀬町名塩5313－43　よみうりゴルフ内
破産者　株式会社たちばな
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４８号
宮城県栗原市若柳字川南外小太郎16番地
破産者　鈴昇工務店株式会社
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
茨城県守谷市本町3413番地１
破産者　株式会社ピュア・シャリオ
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係